人事異動

法務省

法制審議会委員に任命する
（下田区検察庁副検事）副検事　吉田　文和
静岡区検察庁副検事に配置換する
（静岡区検察庁副検事）同　渡水　研二
沼津区検察庁副検事に配置換する
（沼津区検察庁副検事）同　川満　紀彦
下田区検察庁副検事に配置換する（以上六月十五日）
（下田区検察庁副検事）同　伊東　孝志

外務省

（南アフリカ共和国駐箚）特命全権大使　吉澤　裕
兼ねてナミビア国駐箚を命ずる（六月十五日）

財務省

（大臣官房政策評価審議官兼大臣官房審議官）財務事務官　石原　一彦
関税局長兼税関研修所長事務代理を免ずる（六月十三日）
（預金保険機構監査室長）　坂上　正人
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（六月十五日）

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する　星出　茂秀
正六位に叙する（各通）　岡崎　徹也
正六位に叙する（各通）　羽成　力男
石橋　孝市　猪　新平
中須　正典　西田　忠弘　叶　忠良
平澤　圀昭　兵藤　茂
従六位に叙する（各通）　阪井　幹雄
正七位に叙する（各通）　長谷川敏郎
情野　修身　中山　隆夫　渡邊　久
従七位に叙する（各通）（以上五月十四日）
（大阪大学名誉教授）正七位　廣瀬　達三
正四位に叙する　恩田　芳衛
正八位　川村　眞澄
従五位に叙する（各通）　二瓶　倭夫
赤津　利雄　板垣　重利　鉾之原敏智
菊谷　清光　北島　正男　岡崎　貢
清水　敏伯　須澤　謙　後藤　靖
田中　良昭　林　幸男　高橋　士郎
正六位に叙する（各通）　宮入　宗夫
大塚　竹要　木下　道信　楠　敬次
黒川　治　小島　良雄　佐藤　嘉郎
杉山　諒一　中根　寛　花輪　辰雄
従六位に叙する（各通）
石田　一二　伊藤　照雄
近藤　三男　吉野　富雄
正七位に叙する（各通）　村上　匡
高尾　一之　大津三男雄
従七位に叙する（各通）
正八位に叙する（以上五月十五日）
（山形大学名誉教授）　麻生　和雄
従四位に叙する　山岸　登
従五位に叙する　大久保光義
正五位に叙する　雲走　和雄
従五位に叙する　高野　邦男
大堀　普　亀澤　正泰　中山　冨治
今　勁　佐々木登喜雄　島田　重雄
高橋　正美　中島　巖　西尾　武味
柳樂　義徳　猿谷　修治
正六位に叙する（各通）　本田　春雄
川口　幸二　嶋崎　収男
手島　邦夫　中川　盛男
向井　文夫　村越　兼藏
従六位に叙する（各通）
岩渕　正志　早川　和義
正七位に叙する（各通）　毛利　三郎
梶野　誠　福元　克彦
従七位に叙する（各通）（以上五月十六日）
小野　哲也　金丸　熊一
高木　公男　松澤　成輝
正六位に叙する（各通）
飯本　啓　中島　裕
従七位に叙する（各通）（以上五月十七日）
従四位に叙する　喜田　芳文
正六位に叙する　四柳　一彦
従六位に叙する（以上五月十八日）　野村　水吉
従六位に叙する（五月十九日）　原　邦紘
従六位に叙する　志摩　修吾
従七位に叙する（以上五月二十日）　岩本　忠勝
○叙勲
旭日単光章を授ける（五月十四日）　河藤　敬三
池上　厚　安井　サダ　山田　晴義
旭日単光章を授ける（各通）（五月十五日）
旭日単光章を授ける（五月十六日）　岡田　賢
旭日双光章を授ける　原　邦紘
旭日単光章を授ける（各通）（以上五月十九日）　野上　敏雄
瑞宝小綬章を授ける　星出　茂秀
瑞宝双光章を授ける（各通）　中須　正典
中山　隆夫　平澤　圀昭
瑞宝単光章を授ける（各通）　石橋　孝市
情野　修身　森木　義孝
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十四日）　渡邊　久
瑞宝小綬章を授ける　川村　眞澄
赤津　利雄　石田　一二　伊藤　照雄
岡崎　貢　菊谷　清光　木下　道信
楠　敬次　黒川　治　小島　良雄
佐藤　嘉郎　須澤　謙　林　幸男
鉾之原敏智　三寺　幹夫
瑞宝双光章を授ける（各通）　中根　寛
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十五日）　水本　輝雄
（山形大学名誉教授）　麻生　和雄
瑞宝中綬章を授ける　潮田宗一良　大堀　普　亀澤　正泰
雲走　和雄　今　勁　佐々木登喜雄
高野　邦男　高橋　正美　中川　盛男
中島　巖　西尾　武味　早川　和義
福元　克彦　山岸　登　山中　京市
瑞宝双光章を授ける（各通）　梶野　誠　川口　幸二　猿谷　修治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十六日）
小野　哲也　高木　公男
中島　裕　松澤　成輝
瑞宝双光章を授ける（各通）　飯本　啓

皇室事項

御弔電

天皇陛下は、サウジアラビア国皇太子ナーイフ・ビン・アブドルアジーズ・アール・サウード殿下薨去につき、六月十七日同国二聖モスクの守護者国王へ御弔電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第2項第2号及び土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第12条第1項の規定に基づき、平成24年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定を次のとおり行う。

平成24年6月20日　法務大臣　滝　実

1　申請資格　土地家屋調査士法第3条第2項第1号に規定する研修の課程を修了した者

2　申請期間　平成24年7月13日（金曜日）から平成24年7月26日（木曜日）まで